

平成28年6月定例会 総務委員会（事前）

平成28年6月6日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時37分）

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 報告第2号 平成27年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第10号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第12号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 自動車運転免許試験に係る試験手数料の還付について

鈴木警察本部長

私からは、現下の治安情勢と本年の主要施策の推進状況について、御報告いたします。

まず、県内の治安情勢については、刑法犯の認知件数が平成15年をピークに12年連続で減少、2年連続で5,000件を割り込んでいるほか、人身交通事故の発生件数についても11年連続で減少しており、数値の上では一定の改善がみられるところであります。

しかしながら、DV、児童虐待等の人身安全関連事案やサイバー空間での犯罪に関する警察への相談は、ここ数年、大幅に増加しており、予断を許さない状況にあります。

また、本年に入り、刑法犯認知件数や交通事故の発生件数そのものは減少しているものの、交通死亡事故が多発しており、しかも、その死者数の約8割を高齢者が占めるなど、交通情勢は厳しいものと認識しております。

このような情勢の下、県警察においては、以下の5点の重点項目を掲げ、更なる対策を進めているところであります。

それでは、主要施策の推進状況等について、御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止であります。

県内における本年4月末現在の犯罪情勢は、刑法犯認知件数が1,233件と、前年比9.7%減少、自転車盗や車上狙い等の街頭犯罪の認知件数は、312件と、前年比26.1%減少しております。

引き続き、この減少基調が確かなものとなるよう、犯罪の発生状況の分析に基づいた街頭活動をはじめ、安心メールなどの情報発信活動、通学路等への防犯カメラの設置促進、地域住民の自主防犯活動に対する支援を行うなど、社会全体の防御力の強化に努め、情勢に応じた対策を推進してまいります。

次に、全国的に頻発しているストーカー・DV事案に端を発する重大事件は、幸いにもここ数年来、県内での発生はみえていないものの、いっどこで発生しても不思議ではなく、この種事案に対しては、被害者の安全確保と加害者に対する先制的な対応を図ることが重要であります。

そこで、今春、ストーカー・DVや児童虐待、子ども・女性を脅かす犯罪への対処体制を強化するため、警察本部に少年女性安全対策課を新たに設置したところであります。

次に、特殊詐欺の認知件数は、4月末現在15件、被害額は約5,560万円であり、件数は、前年比で2件減少しているものの、被害額は、約990万円増加しております。

このような情勢の中、犯行グループの徹底摘発に向けた取組を強力に推し進めており、本年5月には、被害額1,300万円にのぼる有価証券の取引を語る詐欺事件の被疑者を、大阪市内で発見・逮捕したところであります。

また、被害の未然防止については、的確な県民への情報発信や金融機関等との協働による水際対策のほか、7月には、高齢者に電話で直接、注意喚起する特殊詐欺抑止コールセンター事業を開始する予定であり、こうした被害防止とともに積極的な、だまされたふり作戦の展開をはじめとした検挙の両輪で、更に対策を強化してまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

本年に入り、徳島市における夫婦間の殺人未遂事件、石井町における強盗致傷・傷害事件などの凶悪事件が発生しておりますが、早期に検挙したところであり、本年4月末の重要犯罪の認知件数は13件、検挙件数14件、検挙率107.7%という状況であります。

これら凶悪事件を早期に解決することは、取りも直さず、県民の体感治安の向上につながることから、事件発生時には捜査員を大量投入し、迅速・的確な初動捜査を展開して、早期検挙に努めているところであります。

また、今夏、予定されております参議院議員通常選挙につきましては、高知県との合同選挙区や18歳選挙権という新しい制度が導入されていることから、高知県警や合同選挙管理委員会と連携するなどして、選挙の公正を確保してまいりたいと考えております。

次に、暴力団対策については、昨年8月の六代目山口組の分裂を受け、対立抗争の防あつと組織の弱体化に向け、本年1月以降、県内に本拠を置く六代目、山口組三代目心腹会の幹部等を相次いで検挙したところであります。

さらに3月には、県警察に対立抗争集中取締本部を設置しており、引き続き、暴力団の

弱体化・壊滅に向けた取組を推進し、県民生活の安全確保に万全を期する方針であります。

最後に、先の国会において、裁判員裁判対象事件に対する、原則、取調べの録音・録画を義務付けることなどを柱とした刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立したところであります。

県警察においては、新たな刑事司法制度に的確に対応するため、今春、捜査第一課に属していた刑事企画指導室を刑事企画課に格上げしたところであります。

引き続き、取調べの適正化に向け、取調官の経験の蓄積や技能向上等に努め、制度の適正な運用が図れるよう所要の準備を進めてまいりたいと考えております。

第3は、交通死亡事故の徹底防止についてであります。

先般、示された第10次徳島県交通安全計画では、平成32年までに、死者数を20人台前半、限りなくゼロに近づける、という新たな数値目標を掲げているところであります。

しかし、残念なことに、昨日現在の交通事故死者数は、27人と、前年同期と比較して16人増加しており、5月には、平成20年以来となる県下全域にわたる交通死亡事故多発警報が発令され、街頭活動の強化など緊急対策を推進したところであります。

県警察においては、関係機関・団体との連携を一層強化し、参加・体験・実践型の交通安全教育や反射材の着用推進、あるいは交通環境の整備など、高齢者の事故防止対策を喫緊の課題として強力に推進してまいります。

また、高齢者以外の世代に対しては、高齢者の行動特性の理解や高齢者を保護する意識の向上を図るなど、超高齢社会に向けた多面的な対策を推進してまいりたいと考えております。

第4は、大規模災害等への徹底対処であります。

先般発生した熊本地震に対しましては、発生直後から広域緊急援助隊等を派遣し、被害者の救出・救助等に当たったところであります。

本県においても、南海トラフ地震や活断層地震をはじめとする自然災害に対し、迅速かつ的確な対処ができるよう、活動拠点の整備・機能強化を計画的に進めるとともに、初動対応訓練や装備資機材の習熟訓練、自治体や関係機関と連携した災害警備訓練等を実施してまいります。

また、自然災害のみならず、国際テロなどの脅威にも的確に対処できるよう、様々な事態を想定した訓練を重ねるとともに、自衛隊、海上保安庁等の関係機関と連携し、緊急事態への対処能力の向上に努めてまいります。

第5は、組織基盤の徹底強化であります。

さきに申し上げたとおり、治安情勢の変化に対応するため、少年女性安全対策課及び刑事企画課を設置したほか、いまだに被害が拡大している特殊詐欺や、サイバー空間の脅威に対応するための組織体制についても強化に努めているところであります。

なお、さきの県議会において、報告いたしました組織体制の見直し等の大綱方針（案）については、関係機関等への周知を行い、本年4月1日に策定したところであります。

今後、大綱方針（案）に盛り込んだ施策の実現に向け、地域住民の方々への御理解に向

けた、より一層の丁寧な説明に心掛けてまいります。

以上、現下の治安情勢と主要施策の取組状況等について御報告いたします。

県警察においては、引き続き、組織の総力を挙げ、安全安心を誇れる徳島県の実現を目指し、県民を守る力強い警察を確立するため、努力してまいります。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、県警察に対する御指導を賜りますよう、お願い申し上げます、私からの報告とさせていただきます。

國見警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料に基づきまして、平成28年度一般会計予算6月補正予算（案）並びに、平成27年度繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、総額で7,500万円の増額補正することとしております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

次に、2ページをお開きください。

補正予算に係る事業について、御説明いたします。

資料の下から2番目に記載しております、警察活動費として7,500万円の増額で、内訳は交通安全施設整備事業費として、災害時における緊急交通路確保に要する経費7,000万円、熊本地震救援対策費として、災害警備活動における燃料費や消耗品等に要する経費500万円であります。

続きまして、3ページをお開きください。

平成27年度繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

平成28年度への繰越事業は、警察署整備事業費の143万7,000円でございます。

これは、徳島西警察署自家発電装置更新に要する経費を繰り越したものであります。

以上、平成28年度一般会計予算6月補正予算（案）並びに平成27年度繰越明許費繰越計算書について、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

佐藤首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

交通事故が2件、捜査活動に伴う物損事故が1件でございます。

お手元の説明資料の4ページを御覧ください。

交通事故の1件目は、平成27年11月27日、阿波吉野川警察署員の運転するパトカーが、後退中に、路外から路上に左折進入しようとした車両と衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を5万1,250円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成28年2月24日、警察本部刑事部組織犯罪対策課員の運転する捜査用車両が、路外から路上に右折進入した際、左方から走行してきた車両と衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を4万8,653円と決定し、和解いたしました。

捜査活動に伴う物損事故につきましては、平成28年1月14日、徳島東警察署員が職務質問を実施した際、携帯していた停止棒を車両に接触させた物損事故でございまして、県の賠償金額を4万467円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございます。

石川交通部長

私からは、運転免許試験手数料の一部を誤徴収していた事案について報告いたします。

自動車教習所等での教習を経ずに、直接、運転免許センターで普通自動車免許等10種別の試験を受験された方の手数料の収納について、一部不適切な事務を認め、過去5年間に遡り142件、45万3,000円を還付することとしたものであります。

事案の概要について、普通自動車免許試験を例に挙げますと、普通免許試験は、他の試験等の都合により、月・水・金曜日の3日間は、午前に学科試験、午後には技能試験、火・木曜日の2日間は、午前の学科試験のみを実施の、二つのパターンで試験を実施してまいりました。

そこで、学科試験と技能試験が、同一日に実施する月・水・金の3日間は、学科及び技能試験が同一日に行われることから、その日のうちに試験手数料に係る事務は全て終了することとなります。

他方、火・木曜日は学科試験のみしか実施しておらず、学科試験に合格した場合、別の日に技能試験を受験することとなりますが、こうした方々には、合否の判定も未了であり、試験手数料に係る試験手続は完了していないと見るべきでありました。

しかしながら、県警察においては、こうした方々に対しても新たな試験を行うものと認識した上、改めて試験手数料を徴収して、試験を実施してまいりました。

この点について警察庁から照会があり、調査の結果、不適切であると判断し、当該手数料を還付することに至ったものであります。

本事案は、免許試験の結果に影響を及ぼすものではありませんが、手数料の徴収事務の適正に対する県民の信頼を大きく損なうものと重く受け止めているところであり、深くおわび申し上げます。

今後、このような事案がないよう、職員の指導や受験実施日の見直し等により、適正な運転免許行政に努める所存であります。

報告は以上でございます。

南委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連す

る質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員一人当たり、一日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、又は重要案件については、委員長判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

樫本委員

総務委員会説明資料の2ページを見ていただきたいんですが、警察活動費の7,500万円とありますが、そのうちの1,交通安全施設整備事業費、あ、県単独事業費として7,000万円が計上されておりますが、この7,000万円の中身について説明願いたいと思います。

中野交通企画課長

7,000万円の内訳でございますけれども、約2,000万円が静止型非常用電源装置、約5,000万円が信号柱の更新でございます。

樫本委員

2,000万円が非常用電源装置の予算と、そして5,000万円が信号機の電柱の更新ということですね。分かりました。そしたらですね、その2,000万円の方について、ちょっとお伺いをしたいんですが。非常用電源装置を装備した信号機を設置するということなんですが、これはどういうものですか。以前、東北の震災で信号のシステムがぐちゃぐちゃになって、電気が切れたものですから、それを防ぐということで、新しい信号機の施策として、電源の要らない、いわゆる太陽光をリチウムイオン電池で蓄えて、そして電源が切れたときにはそちらの電源を使って、信号をコントロールするとういうシステムの報道が二、三年前にあったと思うんですが、これですか。

中野交通企画課長

静止型非常用電源装置についての質問でございますけれども、この装置につきましては、委員から指摘のありましたとおり災害等で信号機が停電となった際、瞬時に内蔵しておりますリチウムイオン電池、これが駆動いたしまして、信号機を滅灯させることなく、正常に作動させるものでございます。

これの稼働時間でございますけれども、交差点の規模によりまして、3時間から最長で6時間、そういった稼働時間となります。

樫本委員

3時間から6時間、わずかな時間ですね。もうちょっとバッテリーの良いの、長持ちす

るそういうのを開発してもらわないといけない。3時間から6時間では、なかなか、さきの熊本の地震であるとか、東北の震災のような規模の地震でありますとこれもアウトになりますね。もう少し、性能の良いリチウムイオンの容量の大きいのに置き換えるべきではないかなと思います。これには多大な予算なりが必要なんだろうけども、やはりLEDの徳島県ですから全国に誇れるようなものを示していけないといけないと思います。そのLEDの信号機については、随分昔ですけど、前の大田県政のときに総務委員長を私がしました。そのときに発言しましてね、要するに国道192号が1番事故が多かったんです。その原因は、何かと言いますとね、これは信号の視認性が悪いからなんですよ。西日が当たったときに、もう全く、信号が見えない、こういうことで国道192号の事故が多いので、これは速やかにLEDに替えるべきだと、こういうお話をいたしました。そして積極的に替えていただいて、国道192号の交通事故というのは相当減ってまいりました。今でも恐らく国道192号が1番多いと思います。南北に走っている国道11号や国道55号より、国道192号線が1番多いと思うんですが、本来これが設置される所はどこを予定されておりますか。多分南海トラフの地震を想定して沿岸部だろうと思うんですが、どこですか。

中野交通企画課長

これまで緊急輸送道路ということで南海トラフを想定しまして、国道11号、55号を中心に設置してまいりました。しかしながら、この熊本地震を契機といたしまして、内陸型地震もあるということで、今後は国道192号を中心として設置してまいりたいと考えております。

樫本委員

国道192号の方にも設置したいと、こういうことなんですけど、これは相当な予算が要るんだろうと思います。一生懸命頑張っていたら、多くの予算を獲得して、そして、死亡事故、また、交通事故が発生しないような状況を作っていただきたいと思います。今まで、県の交通部、そしてまた県民総ぐるみで、学校・地域・職場あらゆる交通機関も全て全国でトップレベルの交通環境を作ったわけですね。そして、第10次徳島県交通安全計画の中でも、死亡事故を20件台前半に持ってくると、こういう高い高いハードルに、今、なりました。これを実現するためにはやはり、道路の改良も必要です。そして、交通安全施設の整備も必要です。そして、県民の交通安全に対する意識の高揚というのが1番大切なんですけど、どうか一つその中でも、今年は、本部長から先ほどお話がありましたように、もう既に27名の交通死亡事故が発生しておいて、そして、そのうちで高齢者が80%を占めるんだという、これからは新しい判断の下に、交通施策をしっかりと進めるべきであると思います。これには、今、提案されましたいわゆるリチウムイオン電池を活用した信号システムの改良、これは非常に有効であると思います。しっかりと取り組んでいただいて、この死亡事故の20件台前半、これを早期に実現できるように全力で頑張っていたらいいと思います。

岡田委員

先ほど本部長の報告の中で少年女性安全対策課，そして刑事企画課を新たに設置されたということでした。それと，報告の中では，徳島県が非常に重要犯罪の検挙率が良くてという部分で，安全そういう面では安心した徳島だったかなと思うんです。その中であって，少年女性安全対策課と刑事企画課というのが設置された背景について，どのような経緯で設置されたのかというのを説明いただけますか。

岡崎警務課長

少年女性安全対策課，それから刑事企画課を今春に新設した理由等についてでございますが，これまでストーカー事案や配偶者からの暴力事案，行方不明事案，児童・高齢者・障害者虐待等の人身安全関連事案につきましては，警察本部生活安全部の生活安全企画課と少年課がそれぞれに担当し，連携を図りつつ，警察署に対する指導，支援等を行ってきたところであります。人身安全関連事案はもとより，被害対象を同じくする子ども・女性を狙った性犯罪や少年の福祉を害する罪等を含めた密接に関連するこれら事案すべてについて対処するための体制，これを構築し，被害者の安全確保と加害者の検挙措置等をこれまで以上に組織的かつ迅速に行うため，生活安全部に少年女性安全対策課を新設したものであります。

一方，刑事企画課につきましては，さきの国会において，取調べの録音・録画制度等を内容とする刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立したことにより，新しい制度等が開始されることとなるところであります。

今後，それらの適切な運用を図るとともに，これまで以上に緻密かつ適正な捜査を推進する必要性などから二つの課を新設したものであります。

岡田委員

ありがとうございます。特に，少年女性安全対策課というのは，少年課と人身安全課というのが統合されたということで，広く相談しやすい，相談に行きやすい体制作りをしてくださったのかなと思うので，是非，今後機能することを期待したいと思います。

それで先般，東京でアイドルのストーカー事件ということで，ストーカー事案を京都府と相手が住んでいる場所と，自分が住んでいる場所に相談をされていた。そしてまた，そのストーカー事件を何年か前にその方が，というようなことがありました。それぞれの部署で連携が不十分といいますか，認識がやはりそこまで危険を増していなかったというような判断だったために，なかなかそれが防げなかった。ただ，そのときの判断としては，最善を尽くされたと思うんですが，結果としては，このような結果になったという，結果を踏まえて，今後やはりそういう事件が起こらないためにも，その対策をしていただきたいなと思います。

それと，先ほど本部長のお話にもありましたが，徳島県，実は私が議員になった年が，

吉野川市のDV刺殺事件があった年でした。そして、ずっとそのDVの女性の人権の向上と申しますか、人権の確保と申しますか、身柄と安全を確保するとともに、やはり家庭内又は、その見えない部分への踏み込んだ相談をする場所を作ってくださいということで、多分最初の年、総務委員会で要望させてもらった経緯があります。やっぱりその中にある警察の中の動き、組織の中の動きとしても、今お話しくくださったように広く受入態勢を作っていこうということで、取組を進めてくださっていることを非常にうれしく思います。そうなった経緯としては、やはりその人身、安全管理に対する警察への相談件数の増加とか、相談しやすい環境作りをされた中で見えてくる、相談件数というのがあると思うんですが、その相談件数の経緯と警察官へどのように指示されているのかという部分について、お話し願います。

稲井生活安全企画課長

人身安全関連事案のうち、ストーカー事案の相談件数は昨年中は211件で、平成22年以降、年間約210件前後という高水準で推移しているところでございます。配偶者からの暴力事案DVの相談件数は、昨年中は334件で、前年より39件減少いたしましたが、近年増加傾向にありまして、平成18年の相談件数147件の約2倍に増加しております。

相談を受ける警察官への教養状況でございますが、この種事案の中には、事態が急展開して重大事件に発展するものもあることから、その適切な判断が極めて重要でありまして、認知の段階から対処に至るまで、迅速かつ的確な組織的対応を行う必要があります。

そのため、警察本部各課及び全警察署に対し、ストーカー対策マニュアルや配偶者暴力事案対応マニュアル等を配付するとともに、警察本部による警察署に対する巡回指導や各警察署において研修などを行い、この種相談を受理したときは、最悪の事態を想定し、警察本部と警察署が連携して、被害者等の一時避難措置や加害者の検挙措置等をとるなど、被害者等の安全確保を最優先とするよう、現場の警察官へ指導教養を繰り返して実施し、その徹底を図っているところでございます。

岡田委員

ありがとうございます。是非そのようなことを続けていただきたいとともに、それとやはり、先ほど榎本委員からもありましたが、前提が変わっていくというか、新しい対策が求められていく時代でございますので、やはり既存のストーカー対策、既存のDV対策以外の、想定以外のこと、凶悪化していくということと、そこに見えていかなくなるような傾向にあるのかなと思います。やはりそのあたりは研修等々で、最新のその傾向と対策なりの部分を警察、まず、最前線で仕事をされている方に情報共有とともに、情報提供をしていただいて、是非皆さんが、どなたに相談してもできるようにしてほしいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。特に閉鎖的な空間での、これからの犯罪っていうのも非常に多いように思いますので、それに対して、なかなかその情報が届かないと警察の方としても対応ができないと思いますし、通報しても、なかなか先ほどのストーカー

じゃないですけど、犯人がアプローチする段階では、全然、警察の方はどうにもできなくて、手を出しましたっていったらすぐに検挙できる状況なんです。今、法体制というのが、非常に現実と合っていない部分もあって、今後そのような中であって、どのような対応をとっていかれるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

稲井生活安全企画課長

ただ今、委員から御指摘がございましたとおり、家庭内や学校あるいは介護施設等私的な場所や閉鎖的な空間で発生する犯罪に係る事案については、被害者等からの相談や届出が潜在化しやすい環境にあると認識をしております。

したがって、県警察では、今後とも、関係機関と連携を密にして情報共有を図るとともに、広く県民に相談窓口の周知を図るなどして、事案の早期把握に努めてまいりたいと考えております。また、事案を認知すれば、被害者等の生命身体安全確保を最優先にして、加害者を検挙するなど警察としてとりうる手段を駆使するとともに、関係機関・団体と緊密な連携を図り、被害の発生及び拡大防止に取り組んでまいり所存でございます。

岡田委員

是非よろしくお願いたしたいと思います。一般県民の皆さんにとりましては、警察に相談に行くというのは非常にハードルが高いんですね。それで、一生に一度遭うか遭わないかというような事件に遭遇した場合に、どこにまず相談に行ったらいいかっていうのが、非常に分かりにくい部分もあるし、警察署に行くことだけでも勇気が要るんで、それを警察に行ってそれはうちではないと言われたらどうしようと、思ったりしながら相談に行くというのを前提で受けてほしいんです。やはり、相談しに行きやすい環境、そしてそれを的確な部署に紹介してもらって、その事件が早く解決するようにお願いしたいのを要望させてもらいたいと思います。

少し、先ほどからので言いますと、警察の相談環境を整えましたよってということなんですけど、なかなかそれが県民の皆さんに伝わっていかなくて、警察の方はいつでも来てくださいと、どんな犯罪でも、どんなささいなことでもいいですから情報を、相談に来てくださっておっしゃっていただいても、なかなか、県民の皆さんがその警察に対して、何かが起こってなければ行かないよというような部分と、そんな感情であるのを理解していただいて、行ったときには入りやすい環境を、相談しやすい環境を是非整えてほしいと思います。

やっぱり、ストーカー・DVっていう女性の被害者の方に対しては、今まで以上の配慮ができる環境を整えてもらう。あわせて、女性の警察官、並びに女性相談員の環境を是非、整えてもらいたいなと要望させてもらいたい。是非よろしくお願いたします。

山田委員

私の方からも数点聞きたい。先ほど、交通部長から報告のあった県免許センター二重徴

収の問題、実はこれテレビでも報道されたり、新聞でも報道されておるから、私のところへも問合せがあったということで、関心が持たれる事案の一つなんです。

そこで、まず1点目、この事件の発覚した経緯を聞きたいんですけども、これは、警察本部の方に内部通報がどこかからあったのかという点が、ちょっとよく分からんと。また、他県でも同じような事例がというふうなことが言われています。具体的に、どこの県で、この発覚した経緯についてですね、県民の皆様に分かるように、新聞報道だけではよく分からないので、御報告いただけますか。

石川交通部長

委員の方から具体的な発覚の経緯ということで御質問がありました。県警本部で把握できましたのは、今年の5月16日ということです。警察庁の方から、おたくの県で免許の試験手続について、このような取り方をしていないか、そういうふうな照会がございました。確かに当県では、警察庁が指摘をしてきたような徴収の仕方をしておりましたので、そのような徴収をしておりますという回答をしておりましたところ、後刻、その取り方はまずいというような指摘がございまして、当方で検討してございました。

なお、一部新聞報道によりますと、徳島県以外にも、佐賀県でありますとか、福井県でありますとか、あるいは高知県でありますとか、そういった県名が出ておりますけれども、警察庁がどんな経緯でそれを把握したかについては承知をしておりませんが、徳島県でそれが発覚したのはですね、警察庁からの照会によるということです。

山田委員

警察庁で、どのような経緯で把握したのかは分からないけれども、5月16日に問合せがあって、今のところ佐賀県、福井県、高知県などの県では、同じような事例が扱われていた。徳島県を含めて4県というふうなことでいいですか。こういうふうな状況ですか。

石川交通部長

現在、新聞報道によると佐賀県と福井県と徳島県と高知県、それと北海道の方面本部が1件だけ同じような手続で、ミスで二重徴収したと、このように把握しております。

山田委員

ということは、五つの道県ということですか。これは、警察庁に確認しなくても、ほぼそれに間違いはないということですか。それを前提にして聞きます。

そこで、この二重徴収の問題なんですけれども、2002年から14年間というふうに報道されております。二重徴収の総件数、そして総額、一体どのくらいになるんですか。5年間のは142件で45万3,000円というふうに出てますけれども、14年間で、一体総額、件数はどうなっているのか。当然、これは把握できるとは思うんですけども。5年より前のを把握してますか。

石川交通部長

会計書類の保管年数がございます。それにつきましては、5年間となつてございますので、当方で確認できるのは残念ながら、平成23年、過去5年間からしか把握しておりません。それ以前の発覚といいますか、平成13年の道路交通法の一部改正によって、平成14年から現在と同様の手続、徴収の仕方をしたというふうなことは分かっておりますけれども、それ以前の件数については、把握できておりません。

山田委員

把握できてない。これ、少なくとも把握しないといけないのでは。この総額、件数を徳島県警はつかめるわけでしょう。それが分からないのですか。分からなかったら、分からないと言ってくれたらいいんですけれど、分からないはずがない。会計年度は確かに5年間っていうのは承知しています。しかし、この件数が、14年間行われていて、一体どれくらいの件数で、どれくらいの金額になるのかっていうことについては、少なくとも、調べてもないんですか。把握もしてない。こんな状況ですか。

南委員長

小休します。（11時18分）

南委員長

再開します。（11時19分）

石川交通部長

先に訂正をさせていただきます。先ほど、北海道を入れて5県と申しましたが、もう1県、和歌山県もございました。失礼しました。

それと、今回の件数でございますけれども、あくまでも、その何件かというのは手数料の件数でございます。5年以前のその証紙については、既に会計年度を終わって、廃棄してございます。その関係で、何人の方が手数料を支払ったのか、そのうち二重徴収で何人の方があったのかは、残念ながら5年以前のものについては調べようがない。分からないということでございます。

山田委員

5年間しか保存期間がないので調べようがないということですか。僕のところに電話がかかってきたのも、5年前かよく分からないけどという方です。そういう方からしたら、一体どういうことだと。問合せの電話も用意されてるようですけど。そういうことから言ったら、この問題について少なくとも何の状況も把握できない。少なくとも一定の分、年度別にきちっと保管をされてるでしょ。あと、火曜日と木曜日ということで受講された

人がこれだけおる，若しくは全体かどうか分からない，というような把握の仕方でもできるでしょ。してないんですか。

石川交通部長

今の手持ちの免許課でっております資料では，それと精査しましても5年以前の受験者で手数料を幾ら払ったのか，あるいは，どれだけの方が二重払いというのは把握する術がないということでございます。

山田委員

把握できない。それで，県民の皆さんは納得できますか。私は，これを更に調べておいてほしいと思います。更に進めますけれども，実は，これだけ14年間ずっとやられてきた。少なくとも，この二重徴収はそう複雑なものではないですね。非常に単純な間違いなんですけれど。おかしいなというふうに指摘する職員さんはいなかったのかと不思議で仕方ないんですよ。それが，できないということを知っていたと思うんですけれども，その点については，どういうふうに認識されたんですか。

石川交通部長

今回の二重徴収と知りながら徴収してきたかどうか，それを知っているんじゃないかということも含めての質問だと思うんですが，学科試験を合格した方が，その同日に行われる技能試験が不合格となった場合やあるいは，学科試験を受けて，午後からの技能試験を自ら辞退した場合，この自ら辞退される方というのは実は何割かいらっしゃいます。その場合には，以降，新たな受験ごとに，試験手数料を徴収すること，これは問題のないことなんです。今回のケースのように技能試験の行われない日に学科試験を受験し，別日に技能試験を受験する場合には，改めて受験手数料を徴収する必要がなかったのに，県警ではですね，自ら辞退した場合と同様に受験手数料を徴収していた。これは，事前に説明をいたします。普通免許でいいますと全て予約制でございますので，事前に免許課へ電話がかかってきて，普通免許を受けたいんだがと言いますと，ホームページにも書いてありますし，免許センターの職員は，普通免許であれば試験日は月水金ですよと御案内いたします。しかしながら，受験生の中には，技能試験がないんだけど，火曜日に受けたい，あるいは，木曜日に受けたいという希望はあります。その代わり，そこで受けても，その日のうちに技能試験がないから，別日にまた技能試験を受けるときには，また改めて試験手数料を徴収することになりますよ。それでもよろしいか。というふうな案内をして，それでもやはり，火曜日に受けたい，あるいは木曜日に受けたいという方は，学科試験を受けていただいている。そういうふうな状況でございますので，手続を行っております者については，当該事務について，1日で完結すると思っておりますので，学科試験だけを受けたいというのは，事後に技能試験を辞退するのと同様に，事前に予約のときに技能試験を辞退したのと同様じゃないかということで，学科試験だけを受けても，当然，一つの手続

が終わったと見て、また、次、技能試験新たな試験を受けに来た方について、日にちが違いますので、改めて試験手数料を徴収していたということでございます。免許課におきましても、このことに、つい5月16日に警察庁から指摘がございますまで疑問を抱いた者はいなかった。このように認識しております。

山田委員

疑問を抱いた人はいなかったという答弁でした。しかし、自らが領収書等を持ってですね、5年からさきに遡って、そのことが仮に証明できる客観的な内容があったら、当然、還付すべきだと私、思うんですけれどね、この点について、どうですか。

石川交通部長

確かに、委員の御指摘も理解できますけれども、今回は、地方自治法に規定します時効規定を適用させていただいて、不適切な事務があったと認識した日、すなわちこれは、今年の5月16日ですが、これを還付決定の日としまして、過去5年間分の事務について、保存文書により確認して還付することとしたものでございます。したがって、それ以前の方が証明するものというものを持ってきたとしましても、それは、5年間のみの還付ということで、陳謝の上、十分説明したいというふうに思っております。

山田委員

県民から見たらね、全く県民の方には落ち度はなく、こっち側の方に問題があったわけで、少なくとも客観的なものが明らかになったらですね、県警としても当然、返還、還付すべき性格のものだと思います。

更に質問を続けます。今までの答弁だと、この二重徴収の原因は、6県は正常に運用されていなかったというものです。40県余りは正常で、6県だけ、徳島県も含めて異常だと。この度の事案の二重徴収ですけれども、これは法制度の不備なのか、運用上の不備なのか一体どこに原因があるのか、これについては明確にしておく必要があると思うんですけれど、現時点での認識について、ちょっと聞かせてください。

石川交通部長

この度の二重徴収という誤った事務につきましては、例えば、道路交通法とか手数料条例等に、かしがあるものではなくて、あくまでも我々県警察の運用上の問題であると認識しております。これに気付くことがないまま、今、御指摘いただいたとおり、14年間もの長い間、事務を進めてきたことについて、関係者の皆様には本当に心からおわびを申し上げたいと思います。

山田委員

心からおわびを、ということは当然なんですけれども、徳島県警一つだったら、運用上

のといえ分かるけれど、少なくとも6県、同じようなところがある。一方、そういう間違っただけをやっていないところもある。やはり、再度、運用上の問題点を引き続き、調べる必要があるというふうに思うんです。

もう一つは、手数料条例は、県警の中では運転免許センターのみではないと思うんですね。他の手数料の徴収の事案で、このようなことが2回、3回と起こったら、県警の信頼そのものが損なわれるような事案になりますから、当然、これについてもきちっと他の分はどうかということも調べることは必要だというふうに思うんですけれどね、いかがでしょう。

石川交通部長

まず、私の方からは、その原因を調べる必要があるのではないかと御指摘について、正しくそのとおりでと思います。今回の主な原因の一つは、その日の免許試験の手続が日またぎにはならないと、その日のうちに完結してしまうんだといったようなことを誤って認識していたということが1点と、たとえ受けに来る方が、事前に了承、説明していたとはいえ、試験手続の全部が終わってないのに、終わっているんだというふうに誤って認識した。この辺の手数料の徴収方法、あるいは、免許証を受けに来る方への対応する方法とか、マニュアルが十分にできてなかった、その辺の考え方が十分統一されていなかったということが、大きな原因の一つではないかと思えます。今後、改めて、全ての事務について手続の方法や説明の仕方、認識が間違っていないかということ深く掘り下げて検討して対応してまいりたいと考えております。

尾田会計課長

交通関係以外の手数料の関係もありますので、私の方から回答させていただきます。

県警察におきましては、今回の道路交通法に規定する免許関係手数料のほか、風俗営業等許可手数料、また自動車の保管場所証明手数料など各種手数料の徴収事務を取り扱っているところでございます。

これら事務につきましては、部内監査を徹底しているほか、毎年、監査委員による監査等を受監しておりまして、係数上のチェックは受けているところでございます。ただ、今後は、今回の事案のように、運用上の誤りも含めまして、再検証の上、更に適正を期するよう配意してまいりたいと考えております。

山田委員

今、御答弁いただいたわけでありまして、要するにちょっと調べてみるわということ。6月議会は付託委員会もあります。どういうふうな検討をされて、今後こういったことが二度、三度と起こらないように体制がどうなったかということについては、聞きたいと思えます。

最後になりますけれども、これは本部長にも聞いておきたいと思うんです。県警が、残

念ながら、今回の二重徴収というミスで県民への皆様の信頼を損ねるような事案があった、運用上のミスがあったというふうなことですけれども、特に5年以前の皆さんには、たとえ領収書を持っていても、今のままだったら返すことはできんよということについては、県民の皆さんから当然怒りの声が届くと思う。それについて、本当に県警本部として、誠心誠意、やっぱりそういう方も含めて対応すべきだと部長答弁されましたけれども。ここは、県警本部長がいろんな努力をされて、そういう気持ちの通った県民と県警との関係を築き上げるべきだと、この調査についても徹底した調査ということも含めて、本部長が陣頭指揮を執ってやらないといけない事案だと思いますけれども、その本部長の認識についても、お聞かせ願います。

鈴木警察本部長

今回の事案につきましては、免許試験の結果には影響はなかったとはいえ、手数料の収納事務につきまして、一部不適切な点があったと、これについては大変重く受け止めて、県民の皆様には深くおわびを申し上げます。

今後は、このようなことがないように、受験実施日の見直しをするなどして、適正な運転免許行政に努めてまいりたいと思います。

山田委員

引き続き、付託委員会でこの問題をしますので、それぞれの調査、そしてまた、返納できないということだけれど領収書のある人については、何らかの方法で救済する方法がないのかということも併せて御検討いただきたいと思います。

中山委員

まずは、さきの熊本地震におきましてですね、犠牲になられた方に心よりお悔やみを申し上げますとともにですね、被害に遭われた方にもお悔やみを申し上げたいと思います。1日も早く、普段の日常に戻られることを心より祈念申し上げたいと思います。

先ほどの説明にもありましたように、徳島県警からもですね、救出救援支援に行かれたと聞いております。何日くらいの間で、何名くらいが行かれて、どういう作業をされたのかを教えてくださいたいと思います。

逢坂警備部長

議員の派遣規模であるとか、日数、活動内容についてのお尋ねでございます。県警察では、熊本地震本震が発生しました4月16日から6月4日までの間に、広域緊急援助隊、緊急災害警備隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊及び特別交通部隊、ほか四国管区警察局の情報通信部職員によります機動警察通信隊、これらを含めまして計8回、熊本県警察へ派遣いたしました。勤務内容ですが、被災者の救出・救助、捜索及び被災者の安全安心の確保等に当たってまいりました。人員ですが66名、派遣の延べ日数ですが72日間

となっています。

中山委員

8回、66人、延べ72日間という本当に長い期間お疲れ様でございました。ちょうど、その時期には伊勢志摩サミットが開催されております。私は2月議会におきまして、人員は何人くらい行くのかというのを伺いいいたしました。その当日26、27日以外にも、前段階として、例えば、高松市とかで警備に当たってこられたと思いますが、その人員というのは何人くらいですか。

逢坂警備部長

伊勢志摩サミット警備は、全国警察が一体となりまして、最大約2万3,000人で実施いたしております。本県からも派遣をさせていただいております。ただ、具体的な体制につきましても、お答えを差し控えさせていただきます。

中山委員

最大時2万数千人ということで、本県からもかなりの人数が行かれたのではないかなと思います。そしたら、こういうふうな伊勢志摩サミットに対してはいろいろな事前の計画をされて、配置計画、職員さんの警備等計画をされていたと思いますが、それに加えて、同時期に突発的な災害が起こって、そちらにも66名の方を派遣をしたということで、限りある職員さん、警察官が徳島県を空けて、果たして本来の仕事である徳島県民の治安維持がちゃんとできたのかどうか、その辺の体制はどういうふうにされたのかをちょっと聞きたいと思います。

岡崎警務課長

派遣期間中の県内の治安維持活動についてでございますけれども、本県警察官が他県に特別派遣中、県内の体制が手薄にならないよう、県民の安全・安心を確保することは、県警察に課せられた当然の責務であります。そのため県警察にあつては、派遣期間中、警察本部に機動性を持たせた警察本部特別警戒隊、これを編成・配置しまして、各警察署と緊密な連携の下、パトカーを用いて、事件・事故への初動対応、警戒活動、交通事故が多発する交差点等における駐留警戒等を実施するなど、県警察の総合力を発揮し、県内の治安維持に努めたところであります。

中山委員

かなり決まった人数なんで、とられてしまったら、恐らくどこかへしわ寄せが来ると思うんですね。例えば、勤務時間が長くなったりすると思うんですが、今、問題になっているワーク・ライフ・バランスの適正な運用というのはできているのでしょうか。それに加えて、大変厳しい用務、震災地、被害地に向けて捜索活動というのは、もう想像を絶

するような激務だったと思います。そこから帰ってこられた職員さんに対してメディカルチェック等の措置はできているのかどうかを併せてお尋ねしたいと思います。

岡崎警務課長

特別派遣部隊等の健康管理対策等についてでございますけれども、熊本地震及び伊勢志摩サミット警備に派遣した職員や県内の後方治安に従事した警察本部特別警戒隊員については、派遣等終了後、各所属において休暇を取得させるなどして、肉体的な疲労や精神的ストレスの解消に努めたところでございます。特に熊本地震に救出救助部隊として派遣した職員については、通常よりも加重かつ高ストレスな勤務環境が続いたことから、災害時の悲惨な状況において救助・救援活動従事者が起こすストレス反応、いわゆる惨事ストレスの発生が危惧されるところでございます。派遣した職員に対しましては、災害救援者ストレスチェックリストを配付し組織的に各職員のストレス状況を把握するとともに、今後、産業医等による面接指導や健康診断を実施して、職員の健康異常の有無について、早期把握に努めることとしております。

中山委員

是非、フォローをしっかりとしていただいてですね、健康に支障を来さないように、それによって業務に支障のないように、していただきたいと思います。今回、突発的な熊本地震が起こって、計画が大きく変更になったと思いますが、例えば、県内の治安維持の他にですね、伊勢志摩サミットみたいな行事があることによって、人が割かれるというふうなことがあると思うんですが、それに加えて突発的に起こった事態に対して、今まで計画というのは策定されていたのでしょうか。一般の現状の用務と一つくらいだったら対応できると思うんですが、二つ、三つと今後、何が言いたいかといえば、南海トラフ地震も、もうすぐ起こる可能性が出てきていると思うんですよ。本県だけでなく、いろんな所で地震が起こっている、どこで起こるか分からない状況になって、ひょっとしたら2か所、3か所に応援支援体制を執らなくてはいけないということになりかねないと思うので、今回の経験を踏まえてですね、そういう対応ができるのかどうかをお聞きしたいと思います。

逢坂警備部長

委員御指摘のとおり、いつ何が発生するか分からない時代でございます。こういう場合、いずれにいたしましても、徳島県警といたしましては、県内の治安維持、これが1番でございます。ですので、いろんな対応を迫られた場合、委員おっしゃったとおり、人員的にどうなのか、大丈夫なのかということになるろうかと思いますが、これにつきましては、実際に援助要請があれば、徳島県警といたしましても、その県内治安情勢に支障を来さないということが大前提でございます。その中で可能な限りの人員を派遣いたしたい。ですので、我々徳島県警といたしましては、徳島県の治安、これの維持に支障を来さない体制ということを第一に考えております。

中山委員

いろいろな想定を、シミュレーションしていただいて、まず、警察官の方々の健康維持は当然のことだと思いますが、大前提は、徳島県の治安維持ということになってきますので、何度も言いますが、それを損なわれないように、より一層の努力を重ねていただきたいと要望して終わります。

古川委員

先ほど、本部長からの報告にも、児童虐待の案件について話がありました。警察はどのような形で、通告や相談に対応しているのかというのを教えていただきたい。先日の新聞報道でも、県警から児童相談所に通告した件数が過去最多の145件あったとの報道がありましたし、県警に寄せられた虐待の数、相談、情報提供が200件ということでございました。今後、この相談等をどのように生かしていくか。例えば、どこに回って、本部に電話であるとか、警察署とか交番ほかに来訪するとか、いろんなパターンがあると思います。誰が、子ども自身が来るのか、家族だったり、児童相談所だったら学校から来る場合が多かったり、そのあたりの目撃者とか、傾向性とかそのあたりを教えてください。

稲井生活安全企画課長

ただ今、委員から質問にありましており、児童虐待の認知件数は年々増加しております。先ほど委員がおっしゃったとおり平成27年中は200件という端緒入手をしております。その端緒につきましては、110番やその他匿名での通報、警察署や交番への直接の申告、それから匿名通報ダイヤルがございまして、そこからものや、それから少年相談やDV相談等の各種相談業務、これにつきましては少年相談、DV相談各種相談からということです。それから児童相談所等の関係機関からの情報提供によるもの。それと児童相談所だけではなく、その他市町村とかの関係機関から入ることもございます。

議員からも質問がございました、その具体的な内容については、ちょっと今、手持ちに資料がございませんので、その統計だけで答弁させていただきます。

古川委員

いろいろあるというのは分かりました。この辺りのきちっとした200件の内訳がありましたら付託委員会までにいただけたら有り難いと思います。新聞報道では、心理的虐待が111件、身体的虐待52件、ネグレクトが36件、性的な虐待が1件と内訳が出てたんですけど、それも何か、徳島の傾向性みたいなのがありましたら教えてください。

南委員長

小休します。（11時45分）

南委員長

再開します。（11時45分）

稲井生活安全企画課長

平成27年の内訳を見ますと、児童相談所への通告でございますが、身体的虐待の関係が37件47名、性的虐待がございません。怠慢又は拒否をネグレクトとって19件29人、それと心理的虐待が89件156人というふうな通告の状況になっておりまして、全国傾向と同じようにですね徳島県でも心理的な虐待が多いということになっております。

古川委員

件数ではなくて、内容的な傾向性を知りたかったんです。これを、また、後日教えていただけたらと思います。それと今回、少年女性安全対策課というのが新設されたということでございますけれども、このあたり、相談を受ける体制っていうのは、相談会みたいなものもあるし、相談ダイヤルみたいなものもあるということですが、どのような体制で受けているのかこのあたり教えてください。

稲井生活安全企画課長

先ほど、端緒把握のことについて申し上げましたが、その対応につきましては、各警察署において、生活安全部門と刑事部門とが連携して行っております。その内容につきましては、警察本部に全て情報が上がりまして、組織的な対応を行っているところでございます。

古川委員

どれくらいの人数でやられておりますか。

南委員長

小休します。（11時47分）

南委員長

再開します。（11時48分）

國見警務部理事官

体制のことについての御質問でございます。相談の受理ということで、昔は生活安全部が受けておりましたけれども、今は警務部で受けております。それで、体制ですけれども、現在、警察本部情報発信課に警察安全相談係を配置いたしまして、警察本部は当たっている。あと、警察署でございますけれども、警務課に警察安全相談の係ということで、警察署の警察官40名でありますとか、一般職を配置いたしまして、警察署と本部とを合わせて

相当な体制で受けているということでございます。

それは、あくまでも警察相談全般の相談人員ということございまして、その中には、先ほど委員御指摘の子供に対する相談もありますし、交通の相談でありますとか、いろんな相談がございます。その相談を受けた部署からそれぞれの部署に引き継いでいく。そういう体制でございます。

古川委員

相当な体制で臨んでいるということです。また、詳しくは付託委員会だと思います。最後なんですけれども、児童相談所への通告が今回1番多くなった。具体的に、児童相談所にパッと通告するだけだとか、確認したい。また、対応はどのようにしているのかお伺いしたい。

稲井生活安全企画課長

児童虐待への対応でございますが、県警察といたしましては、児童虐待の抑止は児童の生命及び身体の保護という警察本来の責務であると認識しております。そのことから児童の安全確認、安全確保を最優先として、適切に対応しております。児童虐待を認知した場合は、直ちに警察官を現場臨場させまして、児童の安全を図るため早期に危険度を判断する、そして緊急度を判断する。そして、警察官職務執行法などの権限行使の措置を執るとともにあらゆる手段で安全確認を行っているわけでございます。そして、仮にですね、虐待を裏付ける事実が明らかでなくても、周囲の事情から合理的に判断して、通告を行っているところでございます。また、通告後も措置結果等の情報提供を求めたりしまして、児童相談所と連携を図った対応を実施しています。

古川委員

今回、児童虐待関係の法律も改正されまして、国の方も、自治体の方もしっかりと取り組んでいく方向性ですよね。先ほど岡田委員からもありましたけれど、DVとか、児童虐待は、なかなか困難事例が多いかと思います。けど、しっかりと人員を確保していただいて、丁寧な対応していただいて、こういう問題は、本当に細かくやっていくことが大事だと思います。そのあたりをお願いして終わりたいと思います。

南委員長

先ほどの山田委員の質問に、ちょっと補足してお聞きしたい。徳島県以外にも全部で、6か所で違反があったというね。質問は、そしたらちょうど北海道と市町ごとにあるような判断の中で、母数が幾つくらいあるのかということが気になりまして、その中で、県によったら、東京とか大きい所だったら、毎日実施していたらこういう問題は元々起こらないのかなという中で、毎日実施していない県が、実施していない場所が幾つ、それに対して6か所で違反があったということが分かったらお答えください。

原井副委員長

小休します。（11時53分）

原井副委員長

再開します。（11時53分）

石川交通部長

今、全国の中で、大きな県はほとんどその日のうちに全部技能試験もやっています。全国で、学科試験をして、そのときに実地試験のない県がどのくらいあるのかという質問ですけれど、今、手元に資料がございませんので、それが何件であるのか、現在の段階では把握はできておりません。

南委員長

今のところ把握してないということですから、付託委員会までに、これを調べていただきたいと思います。

それと、毎日実施している県でもその日の午後の実地試験を辞退したときに、翌日にしてほしいと、警察の方へそういうような要望が上がってきていないのかなと、あるいは既に対応している県があったりすると、また、それもおかしいのではないかなりかねないので、そういう要望なんかが、毎日実施している所でも上がってきてないのかというのも、併せて調査していただけたらなというふうに思います。

石川交通部長

今、委員の方からありましたように、毎日実施している所からも要望があるのではないかとことごとございしますが、参考になるかは分かりませんが、実態ということで説明をさせていただきますと、先ほど自ら技能試験を辞退するというのがちょっと分かりにくかったかもしれませんが、学科試験というのは、大体1人1回から2回くらいで合格をいたしております。一方で、技能試験といいますのは、免許課で直接試験を受ける場合、1人8回くらい、多い方で10回以上受けに来られています。学科試験を一生懸命勉強して受けられますので、もう学科試験だけで頭がいっぱいなんだと、技能試験は、また後にするというような要望もございします。

それともう一つは、当県の場合、99%が自動車教習所で技能試験は全て受けて、その後の学科試験だけを免許課へ来る方がおります。そういう方もおいでますので、学科試験を毎日やっているというのは、そういうような要望に応じてということとございします。一方で、技能試験を辞退するという方もいらっしゃる。合格率も非常に低いということで、事前に説明して、とりあえず学科を受けたい、それから学科を受かってから6か月間は免除期間がおかれますので、その間に技能試験を受けたいということで、特にその日のうちに

受けたいというのは、現在のところございませんし、別日にやることについて、それが不具合になるといった要望も徳島県では受けておりません。

南委員長

これまでの供給側の論理というのは、そのとおり今までの常識として通用するわけですが、けれども、段々、世の中の常識が消費者寄りになってきているから、そういうふうな中で、先に流れを読むと。そういう要望が出ているかという調査をされることをお願いいたしましたので、質問を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

午食のため、休憩をいたします。（11時57分）